第17期船橋市男女共同参画推進委員会第1回会議録

- 1. 開催日 令和4年8月5日(金)10時20分から11時30分
- 2. 開催場所 市役所 9階 第 1 会議室
- 3. 出席者 9名(欠席4名)
- 4. 傍聴者 2名
- 5. 議題
 - (1) 会長・副会長選出について
 - (2) 第4次船橋市男女共同参画計画について
 - (3) 第3次船橋市男女共同参画計画 事業評価報告書について
 - (4) その他

〈事務局〉

これより第1回会議を始めさせていただきます。なお、この会議は、船橋市情報公開条例第25条の規定に基づき公開となっております。また、会議録につきましても市のホームページで公開いたします。

傍聴希望者がおりますので、会場内へ案内いたします。

配布資料の確認をさせていただきます。次第をご覧ください。

配布資料は事前に郵送させていただいた、

資料1 第4次船橋市男女共同参画計画「fプラン」と概要版(冊子)

資料2 第4次船橋市男女共同参画計画推進体制図

資料3 事業評価作業スケジュール

資料4 令和3年度事業評価報告書(案)

資料 5 第 3 次船橋市男女共同参画計画の指標の推移

資料6 船橋市男女共同参画計画推進のための全体スケジュール(予定)

がございます。

不足等ございませんでしょうか。

よろしければ、以上で、配布資料の確認を終わらせていただきます。

〈事務局〉

続きまして、事務局から委員の皆様を五十音順にご紹介させていただきますので、 お名前を呼ばれましたらご起立ください。

弁護士、泉 響子(いずみ きょうこ)様。

弁護士、大石 聡子(おおいし あきこ)様。

船橋SLネットワーク、小澤 周司(おざわ しゅうじ)様。

市民委員、中尾 順子(なかお じゅんこ)様。 市民委員、中村 和希(なかむら かずき)様。 市民委員、藤井 健(ふじい けん)様。 船橋市自治会連合協議会、文川 和雄(ふみかわ かずお)様。 船橋商工会議所、松本 初惠(まつもと はつえ)様。 公益社団法人船橋青年会議所、山下 晋太朗(やました しんたろう)様。

また、本日欠席されております委員の方が、 日本大学、准教授、黒田 友紀(くろだ ゆき)様。 船橋市保育園父母会連絡会、木暮 卓義(こぐれ たかよし)様。 船橋市PTA連合会、高橋 利明(たかはし としあき)様。 船橋市民生児童委員協議会、畠中 ツヤ子(はたなか つやこ)様。

〈事務局〉

以上、13名の委員の皆様により、令和6年3月までの任期で、第4次船橋市男女 共同参画計画の推進等につきまして協議・検討を行っていただくことになりますので、 よろしくお願いいたします。

〈事務局〉

それでは議題(1)の会長と副会長の選出を行いたいと思います。この進行につきましては、市民協働課長が務めさせていただきます。

〈市民協働課長〉

ただいまから、会長・副会長の選出をいたします。

会長・副会長の選出につきましては、船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱第4条の規定により、互選によることとされております。自薦、他薦は問いませんので、 どなたかいらっしゃいますでしょうか。

〈文川委員〉

私は前期から推進委員会に参加させていただいています。前期で大石さんが活弁爽やかに議事の進行をされていましたので、できれば、大石さんが嫌でなければ今回も 是非お願いしたいと思い推薦したいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

~出席委員全員から拍手~

〈文川委員〉

ありがとうございます。

〈事務局〉

それでは意義はないとのことで、会長は大石様にお願いすることで決しました。 次に、副会長について自薦、他薦は問いませんので、どなたかいらっしゃいますで しょうか。

〈大石委員〉

会長に推薦いただきまして、ありがとうございます。

副会長ですが、常々お世話になっておりまして、船橋SLネットワークの小澤様にお願いしたいと思っております。皆様いかがでしょうか。

~出席委員全員から拍手~

〈大石委員〉

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〈事務局〉

ありがとうございました。それでは会長は大石様、副会長は小澤様にお願いすることで決しました。

それでは、会長、副会長は席を移動していただき、ご挨拶をお願いいたします。

〈大石会長〉

それでは皆様改めまして、よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします、会長に選任いただきました大石です。これから17期の 皆様と一緒に令和6年3月末までよろしくお願いいたします。

私は弁護士という立場ではありますが、船橋市の男女共同参画推進委員会には関わりが長くありまして、皆様のお手元にある第4次計画の策定の段階にも関わっております。

引き続き委員を務める方と今回初めて委員を務める方とで新旧合わせて色々な意見を出していただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〈小澤副会長〉

副会長に選出いただきました小澤でございます。私自身は初めてこの会議に参加させていただきますけれども、日ごろから私共SLネットワークの活動では、女性の立場をきちっと重視し、また新しく性的少数者の方ですとか、そういった方々にも配慮していきましょうといったことを呼びかけながら活動しております。皆様と一緒に頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〈事務局〉

ありがとうございました。

船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱第5条の規定により、このあとの議事につきましては会長にお願いすることといたします。

それでは大石会長、よろしくお願いいたします。

〈大石会長〉

それでは皆様のお手元にある次第に沿って、会議を進めていきます。

議題(2)「第4次船橋市男女共同参画計画について」まず事務局より説明がありますので、よろしくお願いいたします。

〈事務局〉

議題(2)第4次船橋市男女共同参画計画についてご説明します。

資料としてお手元に、第4次船橋市男女共同参画計画書と、その概要版 f プランを お配りしておりますが、本日は概要版を用いてご説明いたします。

資料1、第4次船橋市男女共同参画計画概要版 f プランの2ページをご覧ください。 まず男女共同参画計画の概要についてご説明します。

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことを指します。船橋市では、この男女共同参画社会の実現を目指して平成13年に最初の船橋市男女共同参画計画を策定し、第2次、第3次計画を経て、令和4年3月には「人権が尊重され、男女が平等である社会」を目標に定めた、第4次船橋市男女共同参画計画を策定しております。

3ページをご覧ください。

市の男女共同参画計画は計画の性格として、男女共同参画社会基本法において「策定が市町村の努力義務」とされている計画であり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画となっております。

また、第4次計画には第3次計画に引き続き、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「市町村推進計画」と、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律に基づく「市町村基本計画」も含まれています。

第4次計画の計画期間は令和4年度から8年度までの5年間となります。 計画の基本理念は、男女共同参画社会を実現するために国が定めた男女共同参画社会 基本法の基本理念に基づき、

- ・男女の人権の尊重
- 社会における制度または慣行についての配慮
- ・政策等の立案および決定への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

といった5つの柱を掲げております。

4ページをご覧ください。

ここまでご説明しました計画の概要に基づき、第4次計画の「目標」「課題」「方針」 「方策」を図にしたものが、4ページの体系図となります。

3次計画からの変更点としてまず一つ目は、課題2の方針の一つであった「配偶者等からの暴力の根絶」を上位項目の課題3とした点です。

二つ目は、「方策⑥ハラスメントが行われない職場作りの促進」と、「方策⑧性の多様性に関する理解の促進と支援」を個別の方策として加えた点です。

5ページから8ページにかけましては、この体系図をもとにそれぞれの方針についての説明を記載しておりますが個別の説明は割愛させていただきます。

最後のページ、8ページの下半分をご覧ください。

8ページ下半分については、計画の進捗度を測るための指標の一覧となっております。4つの課題について11の指標を設定しており、それぞれの現状値と令和7年度目標値を記載しております。

目標値を令和7年度に設定しているのは、達成状況を次の計画策定の参考とするためです。

最後に計画の推進体制について説明いたします。資料2をご覧ください。

資料2、第4次船橋市男女共同参画計画推進体制図について説明します。

計画を総合的かつ効果的に推進していくため、この4次計画には二つの推進体制がございます。

図の下半分をご覧ください。

一つは庁内組織になりますが、市役所の関係各課で組織された船橋市男女共同参画庁内連絡協議会です。

この庁内連絡協議会を中心に、全庁的な情報の共有と連携を進めるとともに、年度ごとに事業の個別評価と総合的な評価をすることで、計画の進行管理を行います。

もう一つが、皆様に務めていただきます船橋市男女共同参画推進委員会になります。 皆様には推進委員会で議題となる男女共同参画計画に関すること、男女共同参画社会 の形成の推進に関することなどを話し合い、ご意見等をいただくこととなります。

具体的には、本日の委員会では次の議題で3次計画の事業評価報告書を見ていただき、事業の点検評価をしていただくことや、指標の推移で計画全体の進行状況を確認していただくことになります。

説明は以上でございます。

〈大石会長〉

ありがとうございました。

それではただいま事務局から説明がありましたこの件に関して、委員の方からご質問ご意見ございませんでしょうか。

4次計画策定に関わった方はご存じと思いますが、3次計画から4次計画に変わるときに少し意識したというか、ここに力点をおいたというあたりをもう一度事務局から追加で説明いただいてもいいですか。

〈事務局〉

説明させていただきます。配偶者等からの暴力の根絶が課題3になっていますが、 3次計画では「課題」ではなくて「方針」「方策」の方に含まれていたものを、一つ 大きく課題として取り上げようということで項目を上げました。

また、昨年12月にパートナーシップの宣誓制度を船橋でも始めており、性の多様性に関する理解の促進と支援をさらに進めていこうということで、方策8という形で新たに加えました。力を入れていこうというところを4次計画の体系に入れておりま

す。以上です。

〈大石会長〉

ありがとうございました。

皆様のお手元に次の議題の資料である事業評価報告書がありますが、この2ページに3次計画の体系がありますので、時間があるときに比べていただいて、方策も15から17に増えたりと、より4次のほうが方策も充実していますので、そういうところもご覧いただければと思います。

〈大石会長〉

ほかにこの4次計画について、ご意見ご質問いかがでしょうか。

〈大石会長〉

あと追加でいうと、概要のパンフレットですが、3ページ目の下部にあるように、ここ数年国連が主導している「SDGs」というなかの、特に5番目のジェンダー平等についてとタイアップしている、というところをクローズアップして載せていますね。そういった国際的協調もというところも意識しているところではありますので、そこも進んでいると思います。

〈大石会長〉

4次計画についてはよろしいでしょうか。

〈大石会長〉

はい。それでは議題(3)「第3次船橋市男女共同参画計画 事業評価報告書について」まず事務局から説明をお願いします。

〈事務局〉

議題(3)第3次船橋市男女共同参画計画 令和3年度事業評価報告書(案)についてご説明します。

この報告書は、平成29年4月から始まった第3次船橋市男女共同参画計画が効果的に推進されていることを点検、評価するためのものです。

まずは、別紙の資料3をご覧ください。

こちらは事業評価作業のスケジュールでございます。こちらの下のほうの図をご覧ください。こちらは評価の流れの図になります。

事業担当課が各年度で実施した事業について、各課は①の依頼をうけ、②の評価シートを作成提出します。その評価シートを取りまとめた③の「評価報告書(案)」を、④の関係各課で構成された「庁内連絡協議会」にて点検、評価した後、⑤で当推進委員会からご意見をうかがうという流れとなります。

また、今回の推進委員会の意見をうけ、⑥番のように最終的な「事業評価報告書」 を作成して市役所各課及び議会等に配布することとなります。 次に、評価する対象事業についてご説明します。

資料4の令和3年度事業評価報告書(案)をご覧ください。

こちらの2ページ目を見て頂きますと、男女共同参画計画の施策の体系図がございます。こちらは施策の体系として、男女共同参画を推進していくための「目標」「課題」「方針」「方策」を記載しております。これらの体系に基づいて各担当課が事業を行い、男女共同参画を推進することとなります。

さらに13ページをご覧ください。4.個別事業評価シートとしておりますが、こ こからは各課で作成した個別事業評価シートを掲載しております。

次ページをご覧ください。事業番号1の事業を例にご説明します。

まず、上から計画の施策の体系に沿って「課題」「方針」「方策」「方策の方向性」 そして、事業番号と担当課が行う事業名が記載されています。第3次計画の事業数は 115事業あり、各事業について担当課がこの評価シートを作成いたします。

次に中段の【令和3年度実績】の欄をご覧ください。左から、「具体的な事業」「実績」「指標名」「目標値」「今後の進め方」と並んでおり、事業の成果を図る目安として指標とそれに対する目標値を記載しております。

目標値については、4次計画の策定作業を開始する令和3年度の前年にあたる令和2年度を目標値としております。ですから基本的には令和2年度を目標値とした数値を記載していますが、一部の目標値については、他の計画に年度を合わせて令和7年度を目標としているものもあります。

目標値の右にある「今後の進め方」は、拡大・継続・縮小・廃止からの選択方式としています。

次に、同じページの下の表にある、男女共同参画に配慮した項目については、男女 共同参画社会基本法の基本理念を基に項目を設定しておりまして、事業の実施にあた り男女共同参画の視点からどの項目に配慮したのかを選択することとしました。

その下、方策の観点からの自己評価については、例えば事業番号1の方策は「市における女性の参画拡大」となりますが、この事業を実施したことによって、方策の示す事に対しての評価となり、その根拠を「その評価した理由」欄に記載し、その下には事業の今後の課題を記載しております。

このように評価項目に対し理由と事業に対する課題を記載することで、その事業の効果が再認識され、次年度の事業に生かせると考えます。

これらの事業と指標については、それぞれ一覧表にしたものがあります。

3ページ目をご覧ください。こちらは各課の事業をまとめた表でございます。

また、これらの事業の指標の一覧表が7ページ目にございます。

最後に12ページ目をご覧ください。こちらは、担当課の評価をまとめたものでございます。

評価結果についてご報告します。

「3.評価結果」をご覧ください。各事業の、男女共同参画について配慮した項目 についての集計データとなります。 傾向としては、「男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別を無くすことに配慮した」が最も多く、次に「性別による固定的役割分担意識が男女の社会参加に影響しないように配慮した」が多いという結果となり、関係課の多くが男女平等と人権の尊重への配慮を行っていることがうかがえます。この部分は引き続き各課で意識して事業を行えればと考えております。

また、方策の観点からの自己評価については、「効果があった」が31事業、「一定の効果があった」が86事業、「あまり効果がなかった」事業は0事業という結果になりました。そのほかに「新型コロナウイルス感染症の影響で中止したため評価なし」とした事業は5事業ありました。

昨年度に引き続きコロナ禍という状況であるため、実施できなかった事業もありますが、今後につきましても実施可能な事業については感染症対策を行いながら継続し、 男女問わず人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる環境が整備されるように努める 必要があると考えます。

事業評価報告書につきましては以上となりますが、第3次計画書で定めている指標 について推移をまとめた表を参考としてご説明します。

資料5をご覧ください。

こちらは3次計画の指標の推移をまとめた表となっております。基本的には平成2 8年度を基準値として設けて目標年度を令和2年度としており、その進捗を確認して おります。

この指標の中で、1番目の「管理監督職の女性職員の登用」や、2番目の「審議会等における女性委員の割合」や、3番目の「職場で男女平等と感じる人の割合」、6番目の「DVとなり得る行為と知っている人の割合」 については、目標を達成しているか、ほぼ目標に近い数値になっております。また、5番目の「男性の育休取得率」等については目標を大きく超える結果となっております。

参考資料については以上となります。

〈大石会長〉

ご説明ありがとうございました。では、ただいま説明がありました議題(3)について、委員からご質問、ご意見はありますでしょうか。

〈藤井委員〉

委員の藤井でございます。お世話になります。

資料5の中の「市の職場における男性職員の育児休業取得率」、非常に平成29年 度以降、望ましいお話なんですけれども、1回落ち込んだとはいえほぼ右肩上がりで 非常に取得率が高まっていらっしゃる。

実を言いますと、世の中の全体の今の男性の育児休業取得率は、厚生労働省が出しているデータによりますと約13%なんです。それと比べると非常に市の職員の男性職員さんの育児休業取得率は飛躍的に向上している、というのは非常にわかります。また世の中の目標としているのは、2025年までに男性の育児休業取得率30%までというのを目標としているんですけど、それよりも遥かに上回っていらっしゃる。

これは何か職場内での周知といいますか、または育児休業を取りやすいような配置であったりとか、そういった何かしらの配慮を色々な職場で管理職が中心となってされたのかと思いますが、一点か2点、その施策といいますか、そういった背景もあってのことで、あくまでその勤めてる側の男性職員1人だけの努力が積み重なったわけではなくて、管理職や市の組織としてもバックアップしたことが多々あると思うんです。そこのあたりを、ちょっとお聞かせいただけるとありがたいなと思います。

〈大石会長〉

はい。では事務局お願いいたします。

〈事務局〉

説明させていただきます。特に管理職の配慮というところでの説明はありませんが、 人事課で「仕事と子育て応援パンフレット」を作って男性女性問わず育休制度を周知 しています。

また、職員のためのものですが「人材育成室通信」ですとか「庁内報ライブ」の誌面で、男性職員の育児休業取得事例を紹介したり、出産の立ち会いで休暇を小まめに数日単位で取れたりと休暇制度の方も以前より充実し、利用しやすくなっているという、両方の部分で風土として取りやすいところが広がって、皆取りやすい雰囲気が出てきているのかな、というところだと考えております。以上です。

〈藤井委員〉

ありがとうございます。

〈大石会長〉

よろしいですか。

はい。では他に質問ご意見いかがでしょうか。

〈大石会長〉

では、すみません、私の方からお伺いしたいのですが、コロナの関係でなかなか事業が思うようにできないというのは、もう去年、一昨年と続いていると思うんです。 それに対して47番の事業の、ひとり親家庭の相談が非常にめざましく伸びていますが、これだけが相談業務のなかで増えていて他の相談業務はむしろ下がっている、というところがあるんですけれども、特にこの47番の増えた背景、広報が上手くいったのか窓口から上手く繋げているのかですとか、そのあたりは何か聞いていらっしゃいますか。もし聞いていらっしゃらなかったらすいませんが聞いていただいて。

他の相談が残念ながらちょっと伸び悩んでむしろ減っているところもあるので、相談をなかなか上手く必要な人に繋げていけていない可能性がありますので、そういう知見を繋げていただければと思い、この意見も含めて申し上げます。

〈大石会長〉

他いかがでしょうか。

〈大石会長〉

では、すみません、私からばかりなんですけど、今度は意見申し上げます。

事業番号2番に関して、この共同参画推進計画の中で、やはり女性の管理職を増やすために市ができることは、民間に対しては啓発はできても強制的にはできない、となると市ができることとしては市の職員の管理職を増やしていくっていうことがずっと課題になっていて、それに向けて進んでらっしゃるとは思うんですけど、この中でこの事業番号2番、市職場における女性職員のキャリア形成のための研修の、令和3年度実績1名というのは非常に残念な数字なので、コロナの影響は重々承知の上なんですが、意見としては、減らさないでむしろ増やしてほしいということを担当課に伝えていただければと思います。

あとは費用の関係で、これはコロナの前からも大人数を送れないということは、もちろん予算の関係があるのでわかっていますが、行った方がそれを庁内で共有できるような仕組みもぜひ作って欲しいということもまたお伝えください。

これも前回の計画のときから複数の委員より意見があったところで、いわゆる中で励まし合う、もしくはメンターを作って引っ張り、という制度がないと、どうしても上の方からやるように言ってもおよび腰になるという風土が変わらないと思うので、このあたりもぜひ、制度として作っていただきたいと思っています。

以上意見です。

〈大石会長〉

他いかがでしょうか。

〈中尾委員〉

中尾と申します、よろしくお願いいたします。

いくつかあるんですけれども、お伺いしたいのは例えば事業番号103の女性の相談、DV関係の相談がございますよね、これだけに限らず例えばストーカー被害等があった方たちのアフターケアですとか、自助グループを作る支援とか、そういうことまでのサポートはなさっているのか伺いたいです。

〈大石会長〉

事務局のほうでおわかりになりますか。

自助グループを含めたアフターケアですよね。

〈中尾委員〉

例えば、男女共同参画センターで自助グループを作る働きであったりとか、そういった場を提供するとか、そういったところの発展までやってらっしゃるのかなと。そのへんが読み取れなかったものですから。

〈事務局〉

いわゆる女性のDVの相談を受ける専門の部署が庁内にございまして、正確なところはそちらに確認をさせていただいてということになります。実際に被害に遭った方の自助的なグループでの活動は、私の方に情報としてもっておりません。確認して次回ご報告します。

〈中尾委員〉

44番の防犯灯の整備も、たぶん3次計画はすごく広い意味で、男女の差別を無くすということ、そこで女性が多く犯罪に遭うってことで防犯灯を増やすということはわかるんですけれど、A=Bではあるけれども、B=Aではないっていう感じで、ちょっと広すぎるのかなと思います。

私も去年、自治会関係に携わって前々年度に防犯灯を作りました。お年寄りも子供も皆が安全安心なのは確かです。私の住んでいる地区で女性が襲われたという事件もありました。

防犯灯つけたよ、だけではなくて例えばそういう犯罪の推移もデータとして載せていただければ。DVの犯罪データだけでなくて、男性もそうですけれど女性のほうが弱い立場ということが往々にしてありますので、そのデータを、警察の関係になるかもしれませんけれども、お願いしたいと思います。

〈大石会長〉

そうすると、性犯罪の被害データをご希望ということですか。

〈中尾委員〉

そうです。防犯灯をつけたよというだけになっていて、趣旨はわかるんですけれど一般的過ぎるかなという感じがしないでもないので、例えば女性が戸外で遭う犯罪の数とかその辺が分かりかねますので、データをいただけたら、どういうふうに安全になっていくかということを知りたい。

〈文川委員〉

あの、自治会連合会の立場から言わせていただきますと、少し論点がずれてると思います。

というのは、防犯灯そのもの自体は町会の申し出があって市が認定するのが基本なんです。ですから中尾委員がおっしゃった、防犯灯が付いているから犯罪が減るかということではなく。

〈中尾委員〉

いやいや、そういうことを言っているんじゃありません。

〈文川委員〉

防犯灯が付いてないから犯罪がっていうのは、これは正直申しまして、警察の問題

であって市役所の問題じゃありません。

防犯灯が付く、付かないは、地区の住民が所属の町会長または班長に申し出て、なおかつ、市担当課である自治振興課に申請を出して初めて認められるもので、認められると防犯灯の設置に対する費用の補助が出る。ですから、防犯灯は市役所の判断で勝手に作るものじゃないんです。

〈中尾委員〉

存じております。防犯という言い方をしたので、データがあればと。

〈文川委員〉

これは防犯灯の問題ですから。

〈大石会長〉

はい。ちょっと議論をまとめますと、文川委員がおっしゃっていることも中尾委員がおっしゃっていることも別に対立はしていなくて、文川委員がおっしゃるとおり、あくまでもこれが自治体のベースということは多分皆さんご存じで、中尾委員がおっしゃっているのはその効果として、事業評価報告書に載っている以上は、その効果が出ているということを数値的に実証できないかという疑問だと思うんです。

それがあるから付けてくれっていうんではなくて、防犯灯が付いていることで効果があるっていうことを可能かどうかわかりませんけれども、確認できないかという問題意識だと思うので、文川委員がおっしゃるとおり、危険があるからもしくは危ない場所だから付けるというイコールじゃないということは、わかった上でのご指摘だと思います。

その上で、そういったデータというのは市役所の方で可能でしょうか。

〈中尾委員〉

説明不足で申し訳ありません。要するにデータをいただくことはできるんでしょう かいった確認です。

〈事務局〉

データにつきましては、今、議論があったように警察が所管している範囲にはなる と思うんです。私どもの方でどういった範囲までデータを確認することができるかと いうことについては、所管課の方に確認をしたいと思います。

〈中尾委員〉

はい、わかりました。

〈大石会長〉

はい。では他に質問ご意見いかがでしょうか。

〈泉委員〉

今回から参加させていただいております、泉と申します。

今までの議論の経過を存じ上げていないので、この指標をみて疑問ですが、ワーク・ライフ・バランスという言葉は結構浸透してきているのかなと思うんですけれども、令和2年度の指標4「ワーク・ライフ・バランスという言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合」を見ると、下がっている年度もあって、それでワーク・ライフ・バランスっていう言葉の浸透に関して市としてできることとして、例えば調達だとか印刷の分野で、なにかこれをポイントにするようなこともありうるのか、そう簡単に入れられるものではないとは思うんですけれども、そういったことを今まで検討されたことがあるのか、あるいは今後の検討課題としてどうでしょうか。

〈事務局〉

公共調達において、おっしゃる様な何かポイントにするといったことについては、 やっておらず正直検討はしていないという回答になります。

ただ、私共もこの数値を見た時に、このアンケートの取り方自体がもう古いと言いますか、見たり聞いたりしたことを問としていて、知っているかという問い方ではなかったので、ワーク・ライフ・バランスは当たり前の言葉になってきている部分があって、浸透したからあえて見たり聞いたりしていないということで数値が下がったのではないか、逆に浸透していないということではないかもしれないと議論になりました。

〈藤井委員〉

藤井でございます。私は社労士会船橋支部の開業会員でございまして、実を言いますと船橋市さんとは違う自治体さんの話になるんですけれども、他の自治体さんでは、市の入札または指定管理者さんを選ぶ際に、ワーク・ライフ・バランスにとどまらず、労働法令または男女の最低限の処遇同等などやっているかという労働条件審査というのを社労士会に委託してやっているという例が、少しずつですが着実に出てきておりまして、なのでワーク・ライフ・バランスというのは非常に外部監査がしづらい点がどうしてもございましてですね。それで今、市としても数値化または外部監査として明確にしづらい点があるのではないかと。船橋市さんの現状を100%肯定するわけでも、否定するわけでもなく、技術的にスキル的に難しいということをご理解いただけるとありがたいと思いまして。

ただ、先々少しずつでも育休取得率であったりとか、そういったものを入札の際に チェックしていくその手伝いを、すいません私共の業界のPRで申し訳ないですけど、 専門家である社会保険労務士中心にいろいろ監査チェックして、より健全な職場環境 の浸透をしていくということが目指すべきであると私は考えます。

やや上から目線の内容で申し訳ありません、よろしくお願いいたします。

〈大石会長〉

ありがとうございます。入札は何課ですか。

入札一般に市として共通する基準ってあるわけですよね。その基準を作っている部門はどこですか。

〈事務局〉

契約課という、契約を担当している課でございます。

項目としては、事業者様の方のいろいろな経営の状況ですとか実績そういったもの を参考にしながら指名する場合には選んでいるという状況です。

〈大石会長〉

そうしますと今日出た意見としては、あくまでも意見としてなんですけど、この入 札条件を考える契約課の方にお持ち帰りいただきたいということで、今、他市の例も、 参考として挙げていただきましたけれども、今後そういうことも入れていってほしい ということをちょっと、意見として契約課の方にお伝えいただければと思います。

検討していますかという質問でもちょっと投げていただいて、多分なかなかその検 討までいってないと思うので、そこの問題意識を持っていただくという意味でも、庁 内へのフィードバックということでよろしくお願いします。

〈大石会長〉

他いかがでしょうか。

〈中尾委員〉

事業番号104番のことですが、私は出版関係の仕事をしておりまして、どうしても図書の事に関心がありまして、男女センターにお伺いして図書を貸出しできることを聞きました。今だいたい市の図書館でもインターネットで取り寄せとかできますよね。もちろん図書館とは別だということは理解しておりますが、できましたらホームページからリンクを貼ってPDFでもこういう蔵書があると、それが情報で発信力になると思います。

例えば、それを調べたい人が図書館に行ったら、こういった本は男女共同参画センターにありますよっていうふうなお知らせがあったりとか、それでホームページでこれだけセンターにあります、それで足りなければ千葉市、千葉県にもありますよねセンターが。蔵書ありますよというお知らせをしていただくと、例えば、何か問題があって抱えて、そういう本を読みたいと思う方にネット上ですぐ繋いてあげられると思うので、センターに行ってどんな本があるかわかるという状況よりは、強く伝えらえると思いましたので、もし余裕がございましたらホームページからリンクをしていただきたいと思いますが、できますでしょうか。

〈大石会長〉

事務局の方で技術的な形になりますが、いかがでしょうか。

〈事務局〉

今のお話で整理させてください。分かりづらかったら申し訳ないんですけれども、 男女共同参画センターのホームページでは、新着図書をPDFで載せています。蔵書 全てではありませんが、新しい本からどんな本があるか見ていただけるように絵や写 真と一緒に載せてはいます。

〈中尾委員〉

そうですか、検索がうまくできなかったかもしれません。 そこから蔵書検索ができるようにしていただけると助かります。

〈事務局〉

システムの構築の問題となり予算の関係もございます。ご意見としては承ります。

〈大石会長〉

はい。他はいかがでしょうか。

〈中村委員〉

中村です。それぞれの事業で実際に人を呼んで開催するものが多いのかなと先ほどの報告でもコロナの関係でできなかったということをおっしゃっていたので、そういうことかと思いますが、Zoomとかリモート会議など開催しているものっていうのはあったのでしょうか。

〈大石会長〉

それでは、把握されている限りで、多分、男女共同参画センター主催のものだと思うんですけど、Zoom開催の実績についてご説明いただけますか。

〈事務局〉

Zoomではありませんが、課の事業としては一昨年くらいに、YouTubeの限定配信という形で事業の方を企画しまして、講座申し込みがあった方にYouTubeにアクセスするためのメールをお送りして、講座を録画の状態で作成したものをご覧いただくことは一度やっております。

〈大石会長〉

多分ご意見としては、コロナを理由に開催できないというよりはそういうツールを 使ってやってほしいっていうご意見だと思うので、付け加えていただければ。

〈事務局〉

はい。付け加えますと、今後の事業につきましては基本的にZoom等の活用は考えてなくて恐縮なんですけれども、感染対策を十分にしながら開催する方向で考えておりますので、市民協働課の事業は今後原則中止しない方向で、今も事業を進めておりますことを申し添えます。

〈中村委員〉

ありがとうございます。参加人数をみると何十人規模で、60万人の人が住む市で何かこう浸透していくのかっていうのが少し疑問だなと思っていたので、もっと大きく浸透させるためにはもっとネットを使ったほうがいいんじゃないかなというのは単純に思った次第です。よろしくお願いします。

〈大石会長〉

ありがとうございます。他にご質問ご意見いかがでしょうか。

〈大石会長〉

よろしいでしょうか。では、議題3については以上です。

最後になりますが、議題(4)「その他」について事務局から説明をお願いします。

〈事務局〉

議題(4)その他について、事務局より事務連絡がございます。

資料6の「船橋市男女共同参画計画のための全体スケジュールを(予定)」をご覧ください。

こちらは2年間の予定を表にしたものです。今年度の推進委員会は、あと2回開催 する予定でおります。

10月中旬の第2回会議では、議題として標語コンクールの審査をお願いする予定でおります。船橋市では毎年「男女共同参画」をテーマとした標語コンクールをおこなっており、今年も中学生を対象として募集を開始しています。

会議では受賞作の選定をしていただきますが、9月中に予備審査を行っていただく ため、ご自宅へ関係書類を郵送しますので、よろしくお願いします。

なお、本日ご覧いただきました評価報告書(案)に関しましては、9月ごろを目安 に「評価報告書」を完成させる予定となっております。

以上でございます。

〈大石会長〉

ありがとうございました。

では皆さんまた10月に、標語コンクールの選定作業がございますのでよろしくお願いします。夏休み中に中学生に標語を作ってもらうということで募集中ですので、もうしばらくお待ちください。

それでは、議題が全て終わりましたので、本日の会議は以上となります。

これから委員の皆様と一緒に、今後もこの会議を進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。お疲れさまでした。